

報告第 6 号

専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定
により報告する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

専決第2号

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年3月22日

幸手市長 木村 純 夫

記

1 相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○○

2 事故の概要

令和6年1月19日午前11時10分頃、○○○○○○○○○○○○○○の本人私有地上にあった、パイロンに接触し破損させたものである。

3 損害賠償額

金12,100円

上記金額の内訳（合計に責任割合100%を乗じたものとする。）

パイロン代 12,100円

合 計 12,100円